

国際判例紹介(16)

エーゲ海大陸棚事件(ギリシャ対トルコ)

(1978年12月19日国際司法裁判所判決)

青木 望美

(一般社団法人海洋産業研究・振興協会 研究員)

はじめに

エーゲ海は地中海の8つの海域の1つであり、無人の小島も含めて約1,800もの島々から成る半閉鎖性海域である。このエーゲ海の境界画定問題が複雑な様相を呈しているのは、沿岸国であるトルコの西海岸沖に同国の領有する島が一部存在する他は、すべてギリシャ領有の島々が多数点する入り江状の海域となっているためである。現在、ギリシャ及びトルコは、エーゲ海における領海について6海里としている。このことは、エーゲ海におけるギリシャの領海が43.68%、トルコの領海が7.4%を占めることを意味する¹。長い紛争の歴史という背景もあって、1923年のローザンヌ条約(Traité de Lausanne, 24 July 1923)により、島々の非軍事化と主権について締結されることとなったが、1960年代にキプロスで内戦が生じると島の軍事強化が始まる。かかる軍事化と並行して、北エーゲ海でのプリノス油田発見に伴い、同海域における海洋境界画定の問題が生じることとなった。実際、ギリシャの領有する多くの島が、トルコが主張する大陸棚上に存在する複雑な同海域については、エーゲ海大陸棚事件後も海洋境界の画定をめぐる、依然として両国では膠着状態が続いている。

1 事実概要

ギリシャは1960年代以降、エーゲ海の同国領海において石油資源に関する探査ライセンスを付与していた。これに対して、ギリシャ領キオ

¹ またエーゲ海東部のギリシャ領の島々はトルコ沿岸の6海里未満に位置しており、両国の領海は重複している。なお現在、同海域において両国共に排他的経済水域の宣言は行っていない。Constantinos Yiallourides, *Maritime Disputes and International Law; Disputed Waters and Seabed Resources in Asia and Europe*, Routledge, 2019, p.44.

エーゲ海における島の両国の島の位置



(出典：電子国土Web(国土地理院)を筆者加工)

ス島(Chios)及びブサラ島(Psara)等周辺のギリシャが主張する大陸棚27区域に対して、1973年以降、トルコが石油の探査に関する許可ライセンスを自国の国営石油会社(Türkiye Petrolleri Anonim Ortaklığı)に発給し、探査が実際に開始されたことに端を発する。これにより、両国間の大陸棚境界画定及び探査開発に関する権利について紛争が生じたのである。

両国は、1974年より国際司法裁判所(ICJ)に当該紛争を付託するための交渉を開始した。トルコは、公平かつ衡平な解決(in a just and

equitable manner)が必要であるとしたが、1976年に該当する海域において海洋科学的調査を開始すると発表したため、同年8月10日、ギリシャは、第1にICJ規程36条1項及び37条、1928年の国際紛争平和的処理一般議定書17条、第2に1975年5月に両国首相が公表したブリュッセル共同コミュニケの2つを基礎とする管轄権に基づいて、紛争をICJへ一方的に付託し、他方で、国連憲章35条1項に基づき、本件について国連安全保障理事会へ注意を促した。

ギリシャは本件において、①該当する島々について国際法の諸原則及び規則に基づく大陸棚の権利を有すること、②該当する大陸棚の境界画定、③当該大陸棚上での調査、探査及び開発に関する主権的・排他的権利を有すること、④トルコがギリシャの同意なく、それらの大陸棚において調査、探査及び開発する権利を有しないこと、⑤トルコの行為は、ギリシャが有するそれらの主権的・排他的権利を侵害すること、⑥判決までトルコがそのような行動を継続しないこと、が主張された。これに対してトルコは、地震に関する科学的調査については、海底資源の測定という目的に限定される性質のものであり、かかる科学的調査の実施では、自国の権利確立にはならないとした。また、大陸棚における主権的権利は排他的な探査権を含めた探査によって奪われるものではないと主張した²。

他方で、ギリシャは本案の付託と同時に、両国双方に互いの同意がある場合を除いて本件に関する裁判所の最終判決が決定するまで、トルコが探査に関するライセンスを発給している区域等の本件において争点となっている海域について、あらゆる探査活動及び海洋の科学的調査を控えること、さらに軍事的措置又は平和的関係を危うくする行動をとらないことを指示するよう、ICJに仮保全措置の命令を求めた。

2 仮保全措置

ICJ規程41条により、ICJは事情によって必要と認められる場合、当事者の権利保全のために措置(仮保全措置)を命じる(indicate)ことができる。そのためには、回復し難い損害の発生の虞が生じる事態の緊急性

(urgency of the situation)がある場合に限定される。また、その対象は紛争の主題となる権利に対して講ぜられるものである。

ギリシャの要請に対して、ICJは、1976年9月11日、付託された海域についてトルコが実施する地震探査については、資源開発活動ではなく、単に地球物理学的調査活動であり、ギリシャの権利を侵害する虞はあるものの、それについては補償が可能であり、回復不能の損害を与えるものではなく³、したがって、仮保全措置命令を要しないと判示した。トルコの行為に関して、ギリシャは大陸棚における沿岸国の主権的権利の排他性を強調しており、当該沿岸国による同意のない状態での大陸棚における情報収集については回復不能の権利侵害となると主張した。これに対してトルコは、ギリシャが主張する大陸棚でのトルコの調査活動は自由であり、同意は必要ではないとした⁴。この「同意」をめぐる争点にICJは踏み込まず、本仮保全措置の命令について、当該大陸棚における主権的権利の行使については、大陸棚境界画定の問題であるため、本案審理において扱うべきものとした⁵。

また、本件については、1976年8月10日の安全保障理事会決議365⁶において、両国に対して、状況の悪化につながり、結果として平和的解決を損なうような可能性のあるいかなる事態も回避する必要があると認識するよう要請し、直接交渉を実施するよう求めた⁷。実際、両国は同決議について留意する旨を表明した。さらに続く同年11月には、2国間で当該問題について解決するためのベルン協定⁸を締結し、大陸棚境界画定のために誠実に交渉することを約した。

3 ICJ Reports 1976, pp. 10-11, paras. 24-29.

4 大陸棚条約(1958年)5条8項では、基礎的な科学的調査とは別に、大陸棚に関する実地調査につき、沿岸国の同意について規定しており、純粋な科学的調査については通常、沿岸国によって妨げられないという前提がある。

5 三好「前掲論文」(註2)36頁。

6 UN Security Council, Security Council resolution 395 (1976) [Greece-Turkey], 25 August 1976, S/RES/395 (1976), at: [https://undocs.org/S/RES/395\(1976\)](https://undocs.org/S/RES/395(1976)) (as of February 26, 2022).

7 ICJ Reports 1976, p.13, para. 39.

8 Bern Agreement Between Turkey And Greece (11 November 1976), at: <http://www.turkishgreek.org/kuetuephane/item/50-bern-agreement-between-turkey-and-greece-11-november-1976> (as of 26 February 2022).

2 三好正弘「海洋の科学的調査と大陸棚の探査」海洋法・海事法判例研究第3号(1992年)31頁。

3 判決内容

1978年12月19日、ICJは、本件について12対2票でギリシャ政府が提出した申請を受理する管轄権なしと判示した。ギリシャが主張した2つの管轄権の主張については、次の2つの通りである。

(1) ICJの管轄権－ギリシャの領土の法的地位に関する紛争

第1に、1928年の国際紛争平和的处理一般議定書17条である。ギリシャは同議定書加入時に裁判管轄権を排除する留保(b)を付しており、これについてトルコが服すると主張する。この留保(b)の「ギリシャ領土の法的地位に関する紛争」について、本件での大陸棚における境界画定及び大陸棚に対する権利が該当するかが審理された。大陸棚の権利は、沿岸国の陸地から派生して構成されるものであり、これは、北海大陸棚事件(1969年)においてICJが、同じ大陸棚に接する他国に対する沿岸国の大陸棚の権利の範囲を決定する基準として、陸地の「自然延長」を重視していることから明らかである⁹。したがって、沿岸国の陸地に対する主権によってのみ、大陸棚における探査及び開発の権利が国際法の下で付与される。そこから、端的には、大陸棚の権利は、法的には沿岸国の領域主権から派生すると同時に、その自動的な(automatic)付随性によっても生じる。その結果、沿岸国の領域の法的地位は、法的には、国際法の下で、権利が付与される大陸棚に関する探査及び開発の権利を当然に構成するものといえることができる¹⁰。したがって、これらの権利に関する紛争は、沿岸国の領土の法的地位に「関連」していると考えられる。このことから本件は、領土の法的地位に関する紛争であるため、国際紛争平和的处理一般議定書17条の適用から除外されることとなった¹¹。

(2) ICJの管轄権－1975年のブリュッセル共同コミュニケ

第2に、1975年5月のブリュッセル共同コミュニケについてである。これは、両国の首相が会談後に報道陣に対して発表した共同声明である。そこでは、2国間の問題について、交渉による平和的な解決を行い、エーゲ海の大陸棚に関してはハーグの国際裁判所において解決すべきである

と決定した、と明記されている。これについては、当該文言及び交渉過程を踏まえると、ICJに付託する特別の合意(*compromis*)を直接に形成するものではないとし、この点についても管轄権なしと判断された¹²。

4 エーゲ海における島と大陸棚

上記事例について管轄権なしと判示された後も、両国における大陸棚の境界は未画定のまま今日に至っている。その理由の1つとして、島に対する考え方の相違があると思われる。このことは、事件発生当時に行われていた第3次国連海洋法会議において島に関してなされた主張が交錯していたことから明らかである¹³。

まずギリシャは、大陸棚又は国家管轄権海域の決定について、原則として島についても大陸棚と同様の規則を適用すべきと提案した¹⁴。また、他国の排他的経済水域(EEZ)又は大陸棚に位置する島がある場合でも、等距離・中間線の原則に基づき、国際法の関連規則に従って境界画定を行うべきであるとした。他方、トルコは他国のEEZ又は大陸棚に位置する島は、同島が属する国の陸地及び人口が少なくとも10分の1に満たない場合には、それ自体のEEZ又は大陸棚を有しないと主張しており、中間線による境界画定についても否定している¹⁵。その後、1982年に採択された国連海洋法条約(UNCLOS)には、向かい合っている又は隣接している海岸を有する国の間のEEZの境界画定について、「衡平な解決を達成するために、ICJ規程第38条に規定する国際法に基づいて合意により行う。」(74条1項)とした上で、関係国による相互の合意に向けた暫定的な取極の締結及び最終的な境界画定に向けて努力することが規定されている(同3項)。また、大陸棚についても同様の規定(83条3項)がある。ただし、UNCLOSについては、ギリシャは1982年12月署名、1995年7月批准であるが、トルコは現在も署名なく未加盟のままである。

¹² ICJ Reports 1978, pp. 39-45, paras. 94-108.

¹³ 島に対する考え方の違いは、エーゲ海を沿岸国の共通の海として捉えるのか、あるいは故郷(homeland)と考えるかという根本的な違いにあるという見解もある。Available at <https://www.institutmontaigne.org/en/blog/whose-sea-turkish-international-law-perspective-greek-turkish-disputes> (as of 26 February 2022).

¹⁴ Jon M. Van Dyke & Robert A. Brooks, "Uninhabited islands: Their impact on the ownership of the oceans' resources", *Ocean Development & International Law*, 12:3-4, 1983, pp. 295-296.

¹⁵ *Ibid.*, pp. 296-297.

⁹ See, ICJ Reports 1969, pp. 31 et seq.

¹⁰ ICJ Reports 1978, pp. 36, para. 86.

¹¹ ICJ Reports 1978, pp. 34-37, paras. 80-90.